

【酒田市浄水施設運転管理等業務委託】

◆参加表明に関する質問に対する回答

資料の名称	整理番号	頁	項目など	質問内容	回答
実施要領書	1	6	第6条(1)③	「(カ)「第3条 参加資格要件(2)」の資格要件を証明する書類について、(ア)プロポーザル参加資格要件総括表で証明できていれば、別途提出は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	(カ)については、プロポーザル参加資格要件総括表の備考欄に記載されている「確認できる書類の写し添付」のことを指しています。総括表において証明されていれば、別途提出は不要です。
様式集	1	1	2 添付書類	「(7)配置予定総括責任者及び技術者の参加資格要件を証明する書類」について、公募型プロポーザル実施要領書のP.6(参加表明書等の提出)の(1)提出書類では、当該項目の記載が見受けられません。 参加表明では本様式に記載されている添付書類に従って提出するとの理解でよろしいでしょうか。	実施要領書の第3条(参加資格要件)には、配置予定総括責任者に関する要件の記載はありませんが、仕様書第13条に総括責任者の資格等について規定されていることから、「様式第3-1号」2(7)の記述にしています。 参加表明書の提出の際は、「プロポーザル参加資格要件総括表」に従い必要書類を添付してください。
	2	1	2 添付書類	「(7)配置予定総括責任者及び技術者の参加資格要件を証明する書類」について、配置予定総括責任者の参加資格要件とは、仕様書第13条(総括責任者の資格)のことでしょうか。また、技術者とは受託水道業務技術管理者を示すのでしょうか。	「様式第3-1号」2(7)については、総括責任者を含む配置技術者(従事者)を対象に参加資格要件の有無を確認する旨の記述となります。 参加表明書の提出の際に必要な資格証明は、「水道技術管理者」及び「水道施設管理技士(3級以上)」についての書類となります。